

平成18年4月から

介護保険制度が変わりました

主な改正点

平成18年度
～20年度
65歳以上の
方の保険料
月額基準額
3,500円

介護保険制度がスタートしてから6年が経過しました。

介護保険料の基準額は介護サービス費用に応じ、3年ごとに定めることになっていきます。平成18年度から3年間の、65歳以上の方(第1号被保険者)の保険料について、次のとおり見直しを行いました。なお、40～64歳の方(第2号被保険者)の保険料については、加入している医療保険(社会保険、共済組合、国民健康保険等)により異なりますので、それぞれの窓口へ問い合わせください。



なぜ、介護保険制度の見直しを行う必要性があるのでしょうか？

- ① 介護保険制度を今後も円滑に運営・持続していくために
 - ② 超高齢化社会に備えて、介護や支援を必要とする方たちの数を少なくし、元気な高齢者の方々の増やす努力が必要のため
- ※豊岡市の高齢者人口は、平成17年度約23、200人、高齢化率は25・0パーセントです。今後も高齢者人口の増加は続き、平成26年度には約25、100人、高齢化率は

18年4月の介護保険制度改正のポイントとは？

●「介護を予防する」サービスや事業が始まりました

従来のサービス提供では、要介護状態が軽度(要支援・要介護1)の方の状態改善につながっていない部分がありました。18年4月からは、介護度の軽い「要支援1」「要支援2」と判定された方

29・6パーセントに達する見込みです。「豊岡市老人保健福祉計画・第3期介護保険事業計画」から

は、状態がそれ以上重くならないよう「新予防給付」のサービスを提供することになりました。

また、「非該当」と認定された方や、生活機能が低下している方には、要支援・要介護状態になることを防ぐために介護予防事業が実施されます。

●住みなれた地域で自立した生活を支援します

高齢者の生活を総合的に支援する「地域包括支援センター」を設置し、高齢者保健福祉の総合的相談窓口としました。また、身近な地域で多様な

豊岡市の介護保険料は？

●65歳以上の方(第1号被保険者)の保険料

合併初年度、豊岡市の介護保険料はそれまでの旧市町で算定していた介護保険料をそのまま引き継ぎ、地域間で別々の料率で介護保険料を納めていただきました。

しかし、平成18年度からは豊岡市統一の介護保険料を算

■基準額の算出方法

$$\text{基準額(月額)} = \frac{\text{豊岡市の介護サービス総費用のうち65歳以上の方の負担分}}{\text{豊岡市の65歳以上の方の人数}} \div 12\text{カ月}$$

定し、それぞれの所得段階に応じた保険料を納めていただくことになりました。

65歳以上の方の保険料は、豊岡市で必要な介護サービス費用をまかなうために算出された基準額をもとに6段階(これまでは5段階制)に分かれています。

■月額保険料基準額

3、500円(6つの保険料段階のうち第4段階の金額)

※算出方法は次のとおり

■月額介護保険料

段階	対象者	月額保険料
第1段階	老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方、または生活保護の受給世帯の方	1,750円 (3,500円 × 0.5)
第2段階	世帯全員が住民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	2,625円 (3,500円 × 0.75)
第3段階	世帯全員が住民税非課税で第2段階に該当しない方	3,500円 (3,500円 × 1.0)
第4段階	本人が住民税非課税の方(世帯内に住民税課税者がいる場合)	4,375円 (3,500円 × 1.25)
第5段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円未満の方	5,250円 (3,500円 × 1.5)
第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上の方	

※「月額保険料」欄は、「税制改正に伴う激変緩和措置」適用前の数値

税制改正に伴う激変緩和措置について

今までと全く収入が変わっていないにもかかわらず、市民税が課税されるようになる場合があります。それは、税制の改正によって課税される年金収入の額が変更になるからです。

その影響が介護保険料にも関係してくるようになります。影響があると考えられるのは次の方々です。

- ①本人が市民税非課税から課税となった方
- ②全員が市民税非課税であった世帯で課税となった方がいる方

前記①、②の方については、平成17年度までの保険料負担と平成18年度からの保険料負担では、その差額が大きくなってしまったため、その大きな変化を少しでも和らげるよう、次のとおり「介護保険料の激変緩和措置」が適用されることになりました。

この措置は、下位の保険料段階から第4段階または第5段階へ移行した方に適用され、平成18年度から20年度にかけて段階的に保険料を引き上げるようにすることで、保険料の額が一旦に増額することのないよう配慮するものです。

■激変緩和措置に伴う月額介護保険料

段階区分		保険料基準額(月額)			
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	
第4段階	税制改正に伴う激変緩和措置対象者	第1・2段階から移行した方	2,310円	2,905円	3,500円
		第3段階から移行した方	2,905円	3,185円	
		激変緩和措置対象者以外の方	3,500円	3,500円	
第5段階	税制改正に伴う激変緩和措置対象者	第1・2段階から移行した方	2,625円	3,500円	4,375円
		第3段階から移行した方	3,185円	3,780円	
		第4段階から移行した方	3,780円	4,060円	
	激変緩和措置対象者以外の方	4,375円	4,375円		

介護保険料の納め方は？

- 年金受給18万円以上(月額15,000円以上)の方
- 保険料は年金からの差し引き納付(特別徴収)となります。

- ・年金定期払い(年6回)の際に、あらかじめ差し引かれます。
- ・4、6、8月は前年度2月分と同額の保険料を納付(仮徴収)します。
- ・10、12、2月分は、前年所得などをもとに算定された保険料から仮徴収分を除いた額を振り分けて納付(本徴収)します。

※特別徴収の対象となる年金は、「これまで」「老齢年金」と「退職年金」のみでしたが、「遺族年金」「障害年金」が加わることになりました。

- ・年金18万円以上でも、次の方は、市へ直接、納付してください。
- ・年度の途中で65歳を迎えられた方
- ・年度の途中で他の市区町村から転入された方
- ・年度の途中で他の市区町村へ転出された方
- ・年度の途中で保険料の額が変更になった方
- ・年金の現況届(ハガキ)の提出が遅れた方
- ・年金を担保に借り入れをしている方

- 年金受給18万円未満(月額15,000円未満)の方
- 保険料は納付書で個別に納付(普通徴収)します。

- ・市から送付する納付書に記載の納期にしたがって納付します。
- ・普通徴収の納期は7～3月の年9回です。(4～6月は保険料の額が未確定のため、7月以降の9回の納期で12カ月分の保険料を納付します)
- ・保険料の納付には便利で確実な口座振替を利用ください。(手続については、介護保険課係保または各総合支所健康福祉課まで問い合わせください)

■65歳以上の方(第1号被保険者)の保険料納付開始月

65歳の誕生日の前日が属する月の分から納付していただきます。

- (例)
- 6月1日が65歳の誕生日の方
 - ↓5月分から納付
 - 6月2日が65歳の誕生日の方
 - ↓6月分から納付
- 【介護保険制度の流れ】
次ページ掲載